

入山鑑札発行について

キノコ、スズタケについては当分の間採取禁止です。

採取物件	金 額	採取期間	採取区域
小柴・下草	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	5月10日～10月31日	鳴沢村地籍小柴区域 (剣丸尾)
スズ竹	当分の間採取禁止		鳴沢村地籍 恩賜県有財産内全域 (恩賜林)
キノコ	当分の間採取禁止		
オニク	1,000円 入会住民以外の者には交付できません。 採取を業とすることもできません。	7月10日～11月30日	
コケモモ	1,000円 入会住民以外の者には交付できません。 採取を業とすることもできません。	9月10日～11月30日	
小柴	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	6月10日～11月30日 5年生以下（やといもや等）	
雑粗朶	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	6月10日～12月31日	鳴沢村地籍 恩賜県有財産内部分 林 (部分林)
下草	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	6月10日～10月31日	
(樹実) 山 菜	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	4月1日～11月30日	
落葉	1,000円 但し採取を業とする者 10,000円	4月1日～3月31日	
その他（雑）	組合長が定める額	発行日から10月31日	恩賜県有財産内